

第十四号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月江戸川区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「勤務時間条例第十六条の三第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項」を「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月江戸川区規則第四号。以下「勤務時間規則」という。）

第二十五条の三第五項若しくは幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月江戸川区教育委員会規則第十一号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）第三十条の三第五項」に、「子育て部分休暇」を「第一号子育て部分休暇」に改め、同条第三項ただし書中「子育て部分休暇」を「第一号子育て部分休暇」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 勤務時間規則第二十五条の三第七項又は幼稚園教育職員勤務時間規則第三十条の三第七項に規定する第二号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第一号部分休業を承認することとはできない。

第十五条に次の一項を加える。

5 勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則の規定による第二号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤

職員については、第一号部分休業を承認することはできない。
第十五条の二第二項を次のように改める。

2

勤務時間規則第二十五条の三第五項、幼稚園教育職員勤務時間規則第三十条の三第五項又は勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則に規定する第一号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をして

いる職員については、第二号部分休業を承認することはできない。

第十五条の四各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、勤務時間規則第二十五条の三第七項、幼稚園教育職員勤務時間規則第三十条の三第七項又は勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則に規定する第二号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該第二号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説明）

する子育て部分休暇の取得方法の拡大に伴い、部分休業の承認等に係る規定を整備